

名古屋市立大学社会連携センター規程

名古屋市立大学リエゾン・センター規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第105号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 組織（第3条・第4条）

第3章 社会連携センター会議（第5条―第7条）

第4章 削除

第5章 雑則（第8条・第9条）

附則

（一部改正 平成27年達第25号、平成31年達第34号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学社会連携センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定める。

（活動）

第2条 センターは、名古屋市立大学（以下「本学」という。）の有する教育、研究成果等の資源を活用し、市民、地域社会、企業等と協働し、社会貢献を行う。

（一部改正 平成27年達第25号、平成31年達第34号）

第2章 組織

（センター長等）

第3条 センターに社会連携センター長（以下「センター長」という。）を置き、社会貢献を担当する副学長又は学長補佐をもって充てる。

2 センターに副センター長（以下「副センター長」という。）若干名を置く。

3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

4 副センター長はセンター長を補佐し、センター長が欠けたとき又はセンタ

一長に事故があるとき、センター長があらかじめ指定する順序に従いその職務を代理する。

（一部改正 平成30年達第40号、平成31年達第34号、令和2年達第49号、令和4年達第70号）

（地域連携推進員）

第4条 各研究科及びデータサイエンス学部（以下「各研究科等」という。）に地域連携推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 センター長は、各研究科等において推進員の候補者として選出された教員を推進員に任命する。
- 3 推進員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 推進員に欠員が生じた場合の補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進員は、本学が行う地域を志向する教育、研究による地域連携に関する事業の推進及び調整に努めるとともに、その所属する研究科又はデータサイエンス学部における連絡調整を行う。

（一部改正 平成27年達第25号、平成30年達第40号、平成31年達第34号、令和2年達第49号）

第3章 社会連携センター会議

（この章改正 平成31年達第34号）

（設置及び審議事項）

第5条 センターに社会連携センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域連携の企画及び全学的な推進に関する事項
 - (2) 公開講座の基本計画の策定
 - (3) 公開講座の企画及び運営に関する事項
 - (4) その他センター会議が必要と認める事項

（委員等）

第6条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 総合情報センター長
 - (4) 各研究科等から選出された推進員の代表者 各1名
 - (5) 教育研究部長
 - (6) 学術課長
- 2 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。
 - 3 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(一部改正 令和2年達第49号、令和3年達第80号、令和4年達第70号)
(議事)

第7条 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 センター会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 センター会議は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第4章 削除

第5章 雑則

(庶務)

第8条 センターの庶務は、学術課において処理する。

(一部改正 平成31年達第34号、令和4年達第70号)

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、センター長が定める。

(一部改正 平成30年達第40号、平成31年達第34号)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(公立大学法人名古屋市立大学産学官・地域連携推進センター顧問(知的財産アドバイザー)に関する規程の一部改正)

第2条 公立大学法人名古屋市立大学産学官・地域連携推進センター顧問(知的財産アドバイザー)に関する規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第100号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学公印規程の一部改正)

第3条 公立大学法人名古屋市立大学公印規程(平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第93号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第4条 公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程(平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第83号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程の一部改正)

第5条 公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程(平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学インターンシップに係る派遣研究員規程の一部改正)

第6条 公立大学法人名古屋市立大学インターンシップに係る派遣研究員規程(平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第7号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第7条 公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程(平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第97号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(名古屋市立大学健康教育研究推進センター規程の廃止)

第8条 名古屋市立大学健康教育研究推進センター規程(平成19年公立大学法

人名古屋市立大学達85号)は、廃止する。

附 則 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第25号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程の一部改正)

2 公立大学法人名古屋市立大学利益相反マネジメント規程 (平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附 則 (平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第55号)

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第19号)

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第54号)

この規程は、発布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第40号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第34号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第49号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第80号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第70号)

この規程は、発布の日から施行し、この規定による改正後の名古屋市立大学社会連携センター規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第142号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。